

奈良県選挙管理委員会告示第六十号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第一条第一項の規定により、平成三十一年四月七日に奈良県知事の選挙を行う。

平成三十一年三月二十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川清孝